右

生活保護法による介護機関の指定.....

同.....

生活保護法による指定介護機関の廃止の届出.

政健

課祉

同同同

: : :

告

示

目

次

防事業所の名称変更の届出..... の支援に関する法律による指定介護機関の名称及び介護予 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立 並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出....... の支援に関する法律による指定介護機関の名称及び所在地 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立

同

\_

同

<u>`</u> ∷

示

右 右

同

同

の支援に関する法律による介護機関の指定..... 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立

同同同

Ŧi.

: :

五. 五.

事業所の所在地変更の届出.

生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護支援 護予防事業所の名称及び所在地変更の届出..... 生活保護法による指定介護機関の名称及び所在地並びに介 宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出..... 生活保護法による指定介護機関の名称及び所在地並びに居

同

:

 $\equiv$ 

同

:

=

同

:

껃띡

第二

日

平成 二十二年

たので、

社会福祉法人 名 居 宅 介 称 護 九和京 和字上 北京 北京 北京 大字三 の 所 在 地 事 業 者 類事居 業の介護 訪問介護 いステーム たテーム 社ション プ 名 居 宅 介 称 護 田町北津 六字軽 辻字郡 字柳 所 事 業 在 所 地 亭葉 年廃 月 日止 ) 成 売 言

青森県告示第五十六号

五条の二第一号の規定により告示する。 介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項の規定により、 同法第五十

平成二十二年二月五日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

つがる三和会 社会福祉法人	石岡道久称		居宅介護
九字上恋塚一 弘前市大字三	商事ビルニ階 日町二四石岡 八戸市大字三	の 所 在 地	事業者
訪問介護	管 理 指 養	類 利 利	事居 養宅 か護
いたや荘 ステー ション ルームヘルプ	クルクリニッいしおかデン	名称	居宅介護
田六六 町大字辻字岸 北津軽郡板柳	商事ビル二階円市大字三	所 在 地	護事業所
	三平 ・成 介 一	年指 月 日定	

一千百九十五号

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第四項において準用

青森県告示第五十五号

する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があっ 同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

青森県知事

Ξ

村

申

吾

平成二十二年二月五日

名

称

所 在 地

名

称

所

在

地

年指 月 日定

変

居 宅 介 護

支

援 事 業 者

居 宅

介 護

支

援 事

業 所 青森県知事

 $\equiv$ 

村

申

吾

変

# 青森県告示第五十七号

**社** 三和工業株式会

六 字大開四五の五 五 の五

サンワ訪問介護

ー 二 二 二 二 二 二 の 五 の 五 の

三平 ・成 **介** 

栄会 社会福祉法人寿

町字夏秋四八戸市大字市川

業所 居宅介護支援事 がしどう寿楽荘

目二九の七二九の七二

丁

≕

 $\equiv$ 

介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十 五条の二第一号の規定により告示する。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項の規定により、

平成二十二年二月五日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

字妻ノ神ーーの八戸市大字鮫町

ンター しらはま居宅介護支援セ

字妻ノ神ーーの八戸市大字鮫町

の節

≕

•

青森県告示第五十九号

五条の二第二号の規定により告示する。 びに居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十 する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び所在地並 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第四項において準用

平成二十二年二月五日

更後	更更更前		更前	5	- }
& < 7	が株 ぐ式 け会 社	株三 式和 会工 社業		名称	居宅介
七紺弘 屋前 町大 五字	四段 知 知 三 三 の 三 号 き き う こ う っ こ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ	四小 五宗 の五六 六開	前	所の所 の所 在 地	護事業者
	11	訪問介護		類事居 業宅 の介 種護	
風め	所介指 り護定 ぶ事訪 み業問	シ問サ ョスフ ンテリ 一 訪	問介護訪	名称	居宅介
七紺弘 屋前 町大 五字	四段常弘 五海盤前 三野子大 の湯	二二小弘 〇〇沢前 五字市 の大大 一開字		所 在 地	護事業所
	== == == ==	三平 • 加 	<del>Z</del> Ż	年月日	変更

変

変

 $\overline{\times}$ 

介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したの

同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年二月五日

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項の規定により、

青森県告示第五十八号

青森県知事
Ξ
村
申
吾

青森県知事
Ξ
村
申
吾

				1						
变 更 前	变 更 後	変更前	变 更 後	変 更 前	变 更 後	変 更 前	変更後	変更前	変 更後	変更前
振地社 興域団 協医法 会療人	協医法公 会療人益 振地社 興域団	振地社 興域団 協医法 会療人	協医法公 会療人益 振地社 興域団	振地社 興域団 協医法 会療人	協医法公 会療人益 振地社 興域団	振地社 興域団 協医法 会療人	祉市 協社 議会 会福	法社 人会 む福 つ祉	ケア株 ミップ スプ トル社	調ア有 剤ッ限 薬プ会 局ル社
	"		ıı		三二月 三二月 三 三 三 三 三 一 一 一 で の の の の の の の の の の の の の の の の	田東 区京 平都 可代 丁代	- 丁目八の		一名 の派 三二 直	豆 食前 一大 三 丁字
	療類養介護	豆 明 入 听	シビ ョリ ンテー	通所リハ	シビ ョリ ンテー	訪 問 リ 八	記門が設置しています。	方見入養	管理指導	居宅療養
ン健東振地社 タ福通興域団 ー祉村協医法 セ保会療人	"		"		うは健 ぶなしょ の	護東 老通 人村 保介	ーパー ショス ンテ	l む ムつ へ市 ルホ	黒記 石斉 店事	間ア 削ッ 薬プ 引ル
	"		"		の又札 二字フ 里 一 七	寸 下 大北 字郡 少東 子通	丁目八の		四七の三	黒石市寿 町
	"		"		=======================================				= - -	

青森県告示第六十号

# 平成二十二年二月五日

する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び所在地並生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第四項において準用 五条の二第二号の規定により告示する。 びに介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十

变 更 後	变 更 前	变 更 後
協医法公 会療人益 振地社 興域団	振地社 興域団 協医法 会療人	協医法公 会療人益 振地社 興域団
II	"	
通 所 介 護	訪問介護	
ー 祉村協医法公 セ保会療人益 ン健東振地社 タ福通興域団	ン健東振地社 タ福通興域団 ー祉村協医法 セ保会療人	- 祉村協医法公 セ保会療人益 ン健東振地社 タ福通興域団
II.		"
II.		n .

変更後

屋町二五七出

町二五七

変更前

三平一成

X 分

> 居 宅 介

> 護

支

援 事業 者

居

宅 介護

支援

事

業 所

名

称

の 所 在 地

名

称

所

在

地

年変 月 日更

変更前	变 更 後	変更前	变 更 後	変更前	变 更 後	変更前	変更後	变 更 前	変更後	変更前
振地社 興域団 協医法 会療人	協医法公 会療人益 振地社 興域団	振地社 興域団 協医法 会療人	協医法公 会療人益 振地社 興域団	振地社 興域団 協医法 会療人	協医法公 会療人益 振地社 興域団	振地社 興域団 協医法 会療人	祉市 協社 議会 会福	法社 人会 む福 つ祉	ケア株 ミッ式 スプ会 トル社	調ア有 剤ッ限 薬プ会 局ル社
	"		"		三二月 1月 六 の 町	田東 区京 平都 可代	――丁目八の の中央		一名 の派 三二	5 3 5 5 6 7 7 7 7 8 7 8 8 9 8 9 9 8 9 9 9 9 9 9 9
	療短 養期 介入 護所	介 護 予 防	シビ河 ョリ ンテリ	通介 所護 J予 \防	シビ記 ョリト ンテリ	方介 問護 J 予 <b>\</b> 防	訪問介護	介護予防	管店 理字 指療 導者	号介 記護 豪予 豪防
ン健東振地社 タ福通興域団 ー祉村協医法 セ保会療人	"		"		うは健 ぶなん いしょの	護東 老通 人村 保介	ーパー ショス ンテ	l む ムつ へ市 ルホ	黒記 石剤 店変	間ア 削ッ 変プ 引ル
	"		"		の又村 二字2 三 三 七 -	寸 下 下 才 才 郡 少 子 更 子 通	 丁目八の	―― 丁目一の	四七の三	黒石市寿町
	"		"		=		    		= - -	

o litering long

平成_	
$\pm$	
年	
月五日	

青森県知事
Ξ
村
申
吾

の護す	青			
の規定により護支援事業所する同法第五生活保護法	森県告示	変更後	变 更 前	变 更 後
の規定により告示する。護支援事業所の所在地はする同法第五十条の二生生活保護法(昭和二十年の	青森県告示第六十一号	協医法公 会療人益 振地社 興域団	振地社 興域団 協医法 会療人	協医法公 会療人益 振地社 興域団
告示する。 告示する。 告示する。 告示する。	ıı .	"		
の届出がある。次のとお	}	通 須 所 記 介 う 護 修		訪介 問護 介養 護防
届出があったので、同法次のとおり指定介護機関四十四号)第五十四条の		ー 祉村協医法公 セ保会療人益 ン健東振地社 タ福通興域団	ン健東振地社 タ福通興域団 ー祉村協医法 セ保会療人	ー 祉村協医法公 セ保会療人益 ン健東振地社 タ福通興域団
で同法第五十五条の二第二号四条の二第四項において準用四条の二第四項において準用のの (ののの) (ののの) (ののの) (のの) (のの) (のの) (のの	n n		ıı .	
	"		II.	

### 県 報 青 森

とおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示す 条の二第一項の規定により、 成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法 青森県告示第六十二号 (昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。) 第五十四 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 変更後 変更前 会会人社 福む会 祉つ福 協市祉 議社法 丁目一の一 丁目八の一 介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次の ンスへむ テヘク ールパー ショー 目八の一中央一 目む 一の一の一丁 丁 ≕ た

平成二十二年二月五日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

1111-111-1	八 弥生町一八の 五所川原市字	ー ビス 祉サ	貸福 与祉 用 具	の 関字 西田 二八 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	会アンド町田商株式会社町田
= - -	商事ビルニ階 日町二四石岡 八戸市大字三	クルクリニッいしおかデン	管理 理 指 養	商事ビルニ階円市大字三	石岡道久
三平 ・成 ・ 一	三郎 三郎 三郎 三郎 三四 三四 三四 三四 三四 三四 三四 三二四 三二四	の風 事業所めぐみ 指定訪問介護	訪問介護	三の二四五 盤野字湯段萢 弘前市大字常	株式会社めぐ
年月日	所 在 地	名称	0	の 所 在 地	名称
指定	事業所	居宅介護	事居 養宅 り介 重護	事業者	居宅介護

## 青森県告示第六十三号

(

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 **平** 

> 成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法 とおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示す 条の二第一項の規定により、 (昭和二十五年法律第百四十四号。 介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次の 以下 「例による生活保護法」という。) 第五十四

긆

平成二十二年二月五日

ಶ್ಠ

青森県知事

Ξ

村

申

吾

会ア株	———— 石	み株	名	
インド町田商田商	石岡道久	代式会社めぐ	称	介護予防
の関弘 一字西田二八 二八境	商事ビル二階 日町二四石岡 階ラミ	屋町二五七二五七二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	の 所 在 地	事業者
貸福介 与祉護 用予 具防	管居介 理宅護 指療予 導養防	訪問 問 介護 所 護 防	類 類 <b>9</b> <b>0</b>	事介 養護 予 重防
ービス ゼカエ福 祉サ	クルクリニッ いしおかデン	の風 事業所めぐみ おで うで	名称	介護予防
八弥生町 町一八の の字	商事ビルニ階 日町二四石岡 階 で い 門 市 大字三	屋町二五七二五七二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	所 在 地	事業所
==	= ^ -	三平 三 三 三	年月日	指定

### 青森県告示第六十四号

定により告示する。 せる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規 条の二第一項の規定により、 成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号。 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平 介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当さ 以 下 「例による生活保護法」という。) 第五十四

平成二十二年二月五日

青森県知 事 Ξ 村 申 吾

し護合	栄社	<b>ネ</b> +≡	名	
1同会社居宅介	会福祉法人寿	社三和工業株式会	称	居宅介護支
一字妻ノ神一一の 八戸市大字鮫町	町字夏秋四八戸市大字市川	六 字大開四五の五 弘前市大字小沢	所 在 地主たる事務所の	义援事業者
ンター しらはま	業所 居宅介護支援事 おしどう寿楽荘	サンワ訪問介護	名称	居宅介護士
- 字妻ノ神ーーの 八戸市大字鮫町	目二九の七 八戸市石堂二丁	マ大開二〇五の 字大開二〇五の	所在地	支援事業所
	1111-111-1	三平 ・成 <sup></sup> ・	年月日	指 定

青森県告示第六十五号

があったので、 機関から名称及び所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出 条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、 成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。) 第五十四 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。 次のとおり指定介護

平成二十二年二月五日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

変更後	変 更 変 更 前		区分		
株三 式 会 社業		名称	居宅介		
四 小 別 別 の 五 大 開 六		所の所在地 主たる事務	護事業者		
訪問介護	問		類事居 業宅 の介 種護		
ンステー サンワ ショ問	ン ステーショ問 サンワ訪問		居宅介		
五の一二〇一二〇一二〇一二〇一二〇一二〇一二〇一二〇一二〇一二〇一二〇一二〇一二〇一		所 在 地	護事業所		
三平 ・成 		年変 月 日更			

条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、 青森県告示第六十六号 変更後 変更後 変更前 変更後 変更前 変更前 調ア有 別ッ限 楽 プ会 調ア有 剤ッ限 薬プ会 局ル社 ケア株 ミプ ストル社 ケア株 ミップ スプ トル社 め く み 社 四段常弘 五萢盤前 三野市 の二湯字 二湯字 一石弘 の渡前 二一大 二丁字 七紺弘 屋前 町市 二大字 管理 理 指 養 " 店剤アップ 展別 居 用 に 調 石 調 剤薬局 ル調 薬 プ 局 プ 限 説 説 社 ア ば事ま が事業 が 風所な め介 二渡弘 三一丁市 日一丁日 一の石 七の三寿町四 屋町二五七出 应 ≕ 댇

生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。 機関から名称及び介護予防事業所の名称を変更した旨の届出があったので、例による 成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。) 第五十四 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平 次のとおり指定介護

平成二十二年二月五日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

分						
介護予防事業者						
では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、						
介						
護予						
防 事						
業						
加						
年変 月 日更						
	介護予防事業者 介護予防 介護 予防 事業 所 変					

X

変更後	変更前	变 更 更 後 前		変更後	変更前
ケア株 ミップ スプ トル社	調ア有 剤ッ限 薬プ会 局ル社	ケア株 ミッ式 剤ッ限 スプ会 薬プ会 トル社 局ル社		株三 式和 会工 社業	
"		一石弘 の渡市 二丁大 目字		四五の 小別前 の五大開 六開字	
"		管居介 理宅護 指療 導養防		訪問 問 行 護 所 護 防	
剤薬局 アップル調	薬ッ有 局プ限 ル会 調社 剤ア	店剤薬局黒石調		ンステー サンワ 訪問	介護り訪問
渡山 一 渡一丁目 一 丁目 一 の 石		七の三 寿町四		五沢弘前 一大開 二二十二 〇 〇 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 十 十 十 十 十 十 十 十	
n				三平 ・成 ホ 一	

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行